

社 労 連 第 677 号
令和元年 10 月 30 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

社労士研修システム講座「医師、看護師等の宿日直許可基準について」の配信について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省から令和元年 7 月 1 日付通達「医師、看護師等の宿日直許可基準について」、「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」及び「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」が発出され、医師、看護師等の宿日直許可基準の細目や、医師の研鑽に係る労働時間該当性に係る判断の基本的な考え方並びに当該労働時間該当性の明確化のための手続等について示されたところです。

当連合会といたしましては、医療機関を顧問先とする社労士も多く、医療機関の労務管理に際してこれらの通達の理解を深めることが重要と考えられることから、当該通達について解説した研修動画を作成し、社労士研修システム講座として配信することといたしました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員に本講座の配信についての周知及び受講の勧奨を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 講座名 医師、看護師等の宿日直許可基準について

2. 内 容

- ・ 医師、看護師等の宿日直許可基準について
- ・ 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

講師：厚生労働省労働基準局監督課労働時間管理係

山野 道歩 氏

以上

(担当：社労士制度推進戦略室戦略課／業務部研修・事業課)